

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-75 前部上側端灯</b></p> <p><b>7-75-1 装備要件</b></p> <p>自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。(保安基準第34条の2第1項関係)</p> <p><b>7-75-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条の2第2項関係、細目告示第46条第1項関係、細目告示第124条第1項関係)</p> <p>① 前部上側端灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常である前部上側端灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 前部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる前部上側端灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第124条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p><b>7-75-3 取付要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第34条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第46条第2項関係、細目告示第124条第3項関係)</p> <p>① 被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、前部上側端灯を4個備える場合には、上側2個の照明部上縁高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となる位置に取付けられ、かつ、上側2個の照明部上縁と下側2個の照明部下縁の垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取付けられていること。</p> <p>また、下側の照明部の最前縁と自動車の後端からの距離が400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近付けて取付けられていること。</p> <p>② 被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取付けることができる最高の高さにと付けられていること。</p>	<p><b>8-75 前部上側端灯</b></p> <p><b>8-75-1 装備要件</b></p> <p>自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。(保安基準第34条の2第1項)</p> <p><b>8-75-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条の2第2項関係、細目告示第202条第1項関係)</p> <p>① 前部上側端灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 前部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 前部上側端灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条第2項関係)</p> <p><b>8-75-3 取付要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第34条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第202条第3項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ただし、前部上側端灯を4個備える場合には、上側2個が取付けられる最高の高さを取付けられ、かつ、上側2個の照明部上縁と下側2個の照明部下縁の垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置を取付けられていること。

また、下側の照明部の最前縁と自動車の後端からの距離は400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近付けて取付けられていること。

③ 前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

④ 前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置を取付けられたものであること。

ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部上側端灯にあっては、この限りでない。

⑤ 前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに200mm以上離れるような位置を取付けられていること。

⑥ 前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面（前部上側端灯のH面の高さが地上2,100mmを超えるように取付けられている場合にあっては、上方5°の平面）及び下方15°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-75-2(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置を取付けられていること。

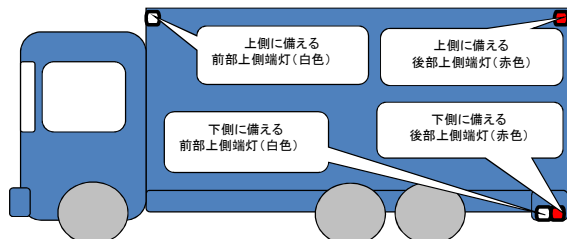
⑦ 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

⑧ 前部上側端灯は、点滅するものでないこと。

⑨ 前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑩ 前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-75-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。

(参考図)



(2) 次に掲げる前部上側端灯であってその機能を損なう損傷

① 前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置を取付けられたものであること。

ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部上側端灯にあっては、この限りでない。

② 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

③ 前部上側端灯は、点滅するものでないこと。

④ 前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑤ 前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-75-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。

(2) 前部上側端灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第124条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p>	<p>の基準に適合するものとする。(細目告示第202条第4項関係)</p> <p><b>8-75-4 適用関係の整理</b> 7-75-4の規定を適用する。</p>
<p><b>7-75-4 適用関係の整理</b></p>	
<p>(1)平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-75-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第33条第1項及び第2項関係)</p>	
<p><b>7-75-5 従前規定の適用①</b></p>	
<p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p>	
<p>ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、この規定は適用しなくてもよい。(適用関係告示第33条第1項及び第2項関係)</p>	
<p><b>7-75-5-1 装備要件</b></p>	
<p>自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。</p>	
<p><b>7-75-5-2 性能要件</b></p>	
<p>(1)前部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	
<p>① 前部上側端灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p>	
<p>この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上であり、かつ、その機能が正常である前部上側端灯は、この基準に適合するものとする。</p>	
<p>② 前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。</p>	
<p>③ 前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部上側端灯の内側方向45°の平面及び前部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p>	
<p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p>	
<p>(2)次に掲げる前部上側端灯であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p>	
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p>	
<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p>	
<p>(3)灯火器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している前部上側端灯は、(1)の基準に適合しないものとする。</p>	
<p><b>7-75-5-3 取付要件</b></p>	
<p>(1)前部上側端灯は、7-75-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p>	
<p>① 被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面上となるように取付けられていること。</p>	
<p>② 被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取付けることができる最高の高さを取付けられていること。</p>	
<p>③ 前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p>	
<p>④ 前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部上側端灯にあつては、この限りでない。</p>	
<p>⑤ 前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに200mm以上離れるような位置に取付けられていること。</p>	

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p>⑥ 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。 (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	